

域外投資者による利益分配を用いた直接投資の

源泉所得税暫定免除政策問題についての通知

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2017年12月21日、財政部、税務総局、国家發展改革委員会、商務部は連名で「域外投資者による利益分配を用いた直接投資の源泉所得税暫定免除政策問題についての通知」（財税[2017]88号、以下「本通知」）を公布しました。本通知は2017年8月18日に国務院より公布された「外資増加を促進する若干の措置に関する通知」（国発[2017]39号、以下「39号通知」）において展開された内容のひとつである、「域外投資者による中国域内居住者企業からの配当を用いた奨励類投資項目への直接投資に対する繰延納税政策」（以下「繰延納税優遇政策」）の適用条件、手続プロセス、管理責任、事後管理などについて具体的に規定したものです。本通知は2017年1月1日より施行されています。

1. 政策の背景

現行の企業所得税法では、非居住者企業が取得した中国域内の株式利息、配当等の權益性収益に対し、10%の税率、あるいは租税条約による優遇税率にて所得税の源泉徴収が行われてきました。

一方で、外資の更なる誘致のために、多くの国で投資を奨励する税収優遇政策が打ち出されており、中国でも、39号通知において繰延納税優遇政策が発表されました。配当再投資にかかる税務コストを抑える優遇策を示し、域外企業による投資を呼び込むことを狙いとしています。

2. 政策の内容

本通知は、39号通知にて発表された繰延納税優遇政策について、適用条件、手続などを規定したものです。主要内容は以下の通りです。

- (1) 繰延納税政策適用には、下記条件（a～d）をすべて満たさなければならない
- a. 規定された内容に合致する直接投資行為であること（詳細は下記【図表1】ご参照）
 - b. 外商投資者が分配を受けた利益が、中国域内居住者企業より投資者に実際に分配され、既に実現した留保収益に由来する株式利息、配当等の權益性収益であること
 - c. 投資に用いる資金（資産）が投資された企業もしくは持分譲渡者に直接移転されること
 - d. 投資対象が、「外商投資産業指導目録」にリスト化されている奨励外商投資産業目録に属するもの、あるいは「中西部地区外商投資優勢産業目録」に属すること

【図表1】 対象となる直接投資

1	中国域内居住者企業の払込資本金あるいは登録資本金の増資、あるいは無償増資
2	中国域内における新たな居住者企業の新設
3	非関連者からの中国域内居住者企業の持分買取
4	財政部、税務総局が規定したその他の方式

(2) 当局申請・内部手続

域外投資者が条件に合致する場合、要求に基づいて申請報告し、あわせて利潤分配企業に向けて政策条件に合致する資料を提供しなければならない。利益分配企業は審査を経て、規定に合致していることを確認した場合、源泉所得税が暫定的に徴収されない。併せて、その主管税務機関に備案(届出)手続を履行する

(3) 条件に合致していないと判断された場合の対応

税務部門の事後管理審査において暫定的な源泉所得税免税政策を享受している域外投資者が規定条件に合致していないと判断された場合、利益分配企業に責任がある場合を除き、域外投資者が規定に基づいて企業所得税を申告納税していないものとみなし、法に則って遅延納税の責任を追及する。遅延納税金の納付期限は、関連する利益支払の日より計算する

(4) 申請期限／本通知施行前の投資に対する対応

域外投資者は規定に基づき、源泉所得税免税政策を享受できるが、まだ享受していない場合、関連する税金の納付日から3年以内に追加補充申請をすれば既に納付した税金の還付を受けることができる。域外投資者は2017年1月1日(当日を含む)以降に発生した権益性所得につき、本通知を適用できる

(5) 投資回収(譲渡、清算など)の際の対応

域外投資者は持分譲渡、買戻、清算等の方式で、優遇を享受した直接投資を回収する場合、投資を回収した後7日以内に税務部門に対し申告し、繰延した税金を納付しなければならない

(6) 特殊性税務処理発生時の対応

域外投資者は優遇政策を享受した後、被投資企業に特殊性再編条件に合致する再編が発生し、特殊性税務処理に基づいて処理を行った場合、継続して源泉所得税政策待遇を享受することができる

3. 企業への影響

本通知の公布により域外投資者は、中国内子会社の利益を用いて再投資を行う際、条件に合致する再投資であれば、配当源泉税を負担せず再投資が行えるようになりました。既存の中国内投資プロジェクトで利益を創出し、かつその利益を用いて奨励類の事業へ投資を検討している域外投資者は、投資スキームを再検討することで、本通知に規定される優遇措置を享受できる可能性があります。実務面においては依然不明確な点も多く、動向に留意が必要です。引続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>关于境外投资者以分配利润直接投资暂不征收预提所得税政策问题的通知 财税〔2017〕88号</p> <p>各省、自治区、直辖市、计划单列市财政厅（局）、国家税务局、地方税务局、发展改革委、商务主管部门，新疆生产建设兵团财务局、发展改革委、商务局：</p> <p>为贯彻落实党中央、国务院决策部署，按照《国务院关于促进外资增长若干措施的通知》（国发〔2017〕39号）有关要求，进一步积极利用外资，促进外资增长，提高外资质量，鼓励境外投资者持续扩大在华投资，现对境外投资者以分配利润直接投资暂不征收预提所得税政策有关问题通知如下：</p> <p>一、对境外投资者从中国境内居民企业分配的利润，直接投资于鼓励类投资项目，凡符合规定条件的，实行递延纳税政策，暂不征收预提所得税。</p> <p>二、境外投资者暂不征收预提所得税须同时满足以下条件：</p> <p>（一）境外投资者以分得利润进行的直接投资，包括境外投资者以分得利润进行的增资、新建、股权收购等权益性投资行为，但不包括新增、转增、收购上市公司股份（符合条件的战略投资除外）。具体是指：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新增或转增中国境内居民企业实收资本或者资本公积； 2. 在中国境内投资新建居民企业； 3. 从非关联方收购中国境内居民企业股权； 4. 财政部、税务总局规定的其他方式。 <p>境外投资者采取上述投资行为所投资的企业统称为被投资企业。</p> <p>（二）境外投资者分得的利润属于中国境内居民企业向投资者实际分配已经实现的留存收益而形成的股息、红利等权益性投资收益。</p>	<p>域外投資者による利益分配を用いた直接投資の源泉所得税暫定免除政策問題についての通知 財税〔2017〕88号</p> <p>各省、自治区、直辖市、計画単列市財政庁（局）、国家税務局、地方税務局、発展改革委員会、商務主管部門、新疆生産建設兵団財務局、発展改革委員会、商務局</p> <p>党中央、國務院の政策決定・計画を貫徹して実行し、「國務院 外資の増長を促進する若干措置についての通知」（国発〔2017〕39号）の関連要求に基づき、積極的な外資の利用、外資増長の促進、外資質量の向上を進め、域外投資者の中国における投資を奨励するため、ここに域外投資者による利益分配を用いた直接投資の源泉所得税暫定免除政策に関連する問題を以下の通り通知する。</p> <p>一、域外投資者が、中国域内居住者企業からの配当を奨励類投資項目に直接投資する際、規定された条件に合致していれば、繰延納税政策を実行し、源泉所得税を暫定的に徴収しない。</p> <p>二、域外投資者の源泉所得税暫定免除は、以下の条件を満たす必要がある</p> <p>（一）域外投資者が分配された利益をもって実行する直接投資には、域外投資者の分配された利益によって行われる増資、新設、持分買取等、權益性投資行為が含まれる。ただし、上場企業の増資、無償増資、株式購入（戦略投資の条件に合致するものは除外）は含まない。具体的には、以下を指す</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中国域内居住者企業の払込資本金あるいは登録資本金の増資、あるいは無償増資 2. 中国域内における新たな居住者企業の新設 3. 非関連者からの中国域内居住者企業の持分買取 4. 財政部、税務総局が規定したその他の方式 <p>域外投資者は上述の投資行為を採用する企業を被投資企業という</p> <p>（二）域外投資者が分配を受けた利益とは、中国域内居住者企業が投資者に対して実際に分配し、既の実現した留保収益に由来する株式利息、配当等の權益性収益をいう</p>

(三) 境外投資者用于直接投資的利潤以現金形式支付的, 相關款項從利潤分配企業的賬戶直接轉入被投資企業或股權轉讓方賬戶, 在直接投資前不得在境內外其他賬戶周轉; 境外投資者用于直接投資的利潤以實物、有價證券等非現金形式支付的, 相關資產所有權直接從利潤分配企業轉入被投資企業或股權轉讓方, 在直接投資前不得由其他企業、個人代為持有或臨時持有。

(四) 境外投資者直接投資鼓勵類投資項目, 是指被投資企業在境外投資者投資期限內從事符合以下規定範圍的經營活動:

1. 属于《外商投資產業指導目錄》所列的鼓勵外商投資產業目錄;
2. 属于《中西部地區外商投資優勢產業目錄》。

三、境外投資者符合本通知第二條規定條件的, 應按照稅收管理要求進行申報並如實向利潤分配企業提供其符合政策條件的資料。利潤分配企業經適當審核後認為境外投資者符合本通知規定的, 可暫不按照企業所得稅法第三十七條規定扣繳預提所得稅, 並向其主管稅務機關履行備案手續。

四、稅務部門依法加強後續管理。境外投資者已享受本通知規定的暫不徵收預提所得稅政策, 經稅務部門後續管理核實不符合規定條件的, 除屬於利潤分配企業責任外, 視為境外投資者未按照規定申報繳納企業所得稅, 依法追究延遲納稅責任, 稅款延遲繳納期限自相關利潤支付之日起計算。

五、境外投資者按照本通知規定可以享受暫不徵收預提所得稅政策但未實際享受的, 可在實際繳納相關稅款之日起三年內申請追補享受該政策, 退還已繳納的稅款。

六、地市(含)以上稅務部門在後續管理中, 對被投資企業所從事經營活動是否屬於本通知第二條第(四)項規定目錄範圍存在疑

(三) 域外投資者、現金で直接投資を行う場合、関連の資金は利益分配企業の口座から直接被投資企業、あるいは譲渡先に振替を行う。直接投資の前には、域内のその他口座へ振替えてはならない。域外投資者が、実物、有価証券等非現金形式を用いて直接投資を行う場合、関連資産の所有権は直接利潤分配企業から被投資企業、あるいは持分譲渡先へ移す。直接投資前に、その他企業個人によって所有、臨時所有されてはならない。

(四) 域外投資者直接投資獎勵類投資プロジェクトとは、被投資企業が域外投資者の投資期限内に、以下の規定範囲内で従事する経営活動をいう

1. 《外商投資產業指導目錄》にリスト化されている獎勵外商投資產業目錄に属する
2. 《中西部地區外商投資優勢產業目錄》に属する

三、域外投資者が本通知第二條に規定する條件に合致する場合、稅收管理の要求に基づいて申請報告し、あわせて利潤分配企業に向けて政策條件に合致する資料を提供しなければならない。利益分配企業は、審査を経て、域外投資者が本通知の規定に合致していることを確認した場合、企業所得稅法第三十七條の規定に基づかず、源泉所得稅が暫定的徵收されない。併せて、その主管稅務機關に備案(届出)手續を履行する。

四、稅務部門は法に則って事後管理を強化する。域外投資者が既に本通知に規定する暫定的な源泉所得稅免稅政策を享受しているにもかかわらず、稅務部門の事後管理審査において規定條件に合致していないと判断された場合、利益分配企業に責任がある場合を除き、域外投資者が規定に基づいて企業所得稅を申告納稅していないものとみなし、法に則って遅延納稅の責任を追及する。遅延納稅金の納付期限は、関連する利益支払の日より計算する。

五、域外投資者は本通知の規定に基づき、源泉所得稅免稅政策を享受できるが、まだ享受していない場合、實際の関連稅金の納付日から3年以内に当該政策を受ける追加補充申請すれば、既に納付した稅金が還付される。

六、地市(含)以上の稅務部門は事後管理において、經營活動に従事する被投資企業が、本通知第二條第(四)項が規定するリストの範囲に属するか疑問がある場合、同級の發展改革

<p>問的, 可提请同级发展改革部门、商务部门出具意见, 有关部门应予积极配合。</p> <p>七、境外投资者通过股权转让、回购、清算等方式实际收回享受暂不征收预提所得税政策待遇的直接投资, 在实际收取相应款项后7日内, 按规定程序向税务部门申报补缴递延的税款。</p> <p>八、境外投资者享受本通知规定的暂不征收预提所得税政策待遇后, 被投资企业发生重组符合特殊性重组条件, 并实际按照特殊性重组进行税务处理的, 可继续享受暂不征收预提所得税政策待遇, 不按本通知第七条规定补缴递延的税款。</p> <p>九、本通知所称“境外投资者”, 是指适用《企业所得税法》第三条第三款规定的非居民企业; 本通知所称“中国境内居民企业”, 是指依法在中国境内成立的居民企业。</p> <p>十、本通知自2017年1月1日起执行。境外投资者在2017年1月1日(含当日)以后取得的股息、红利等权益性投资收益可适用本通知, 已缴税款按本通知第五条规定执行。</p> <p>财政部 税务总局 国家发展改革委 商务部 2017年12月21日</p>	<p>部門、商務部門に意見を求めることができる。関連部門は積極的に協力しなければならない。</p> <p>七、域外投資者は、持分譲渡、買戻し、清算等の方式を通じて、源泉所得税免税政策待遇を享受した直接投資を回収する際、実際に相応の金額を回収した後、7日以内に、規定されたプロセスに基づいて、税務部門に対し申告し、繰延した税金を納付する。</p> <p>八、域外投資者は本通知に規定される暫定的な源泉所得税免税政策待遇を享受した後、被投資企業に特殊性再編条件に合致する再編が発生し、特殊性税務処理に基づいて処理を行った場合、継続して源泉所得税政策待遇を享受することができ、本通知第七条に規定する繰延税金の納付を行う必要はない。</p> <p>九、本通知でいうところの“域外投資者”は、企業所得税法第三条第三項に規定される非居住者企業を適用する。本通知でいうところの“中国域内居住者企業”は、法に則って中国域内に設立した居住者企業を指す。</p> <p>十、本通知は、2017年1月1日より執行する。域外投資者は2017年1月1日(当日を含む)以降に取得した株式利息、配当等權益性投資収益に本通知を適用できる。すでに納税した税金には、本通知の第五条の規定に基づき執行すること。</p> <p>財政部 税務総局 国家發展改革委 商務部 2017年12月21日</p>
--	--

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考にとどまり、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室